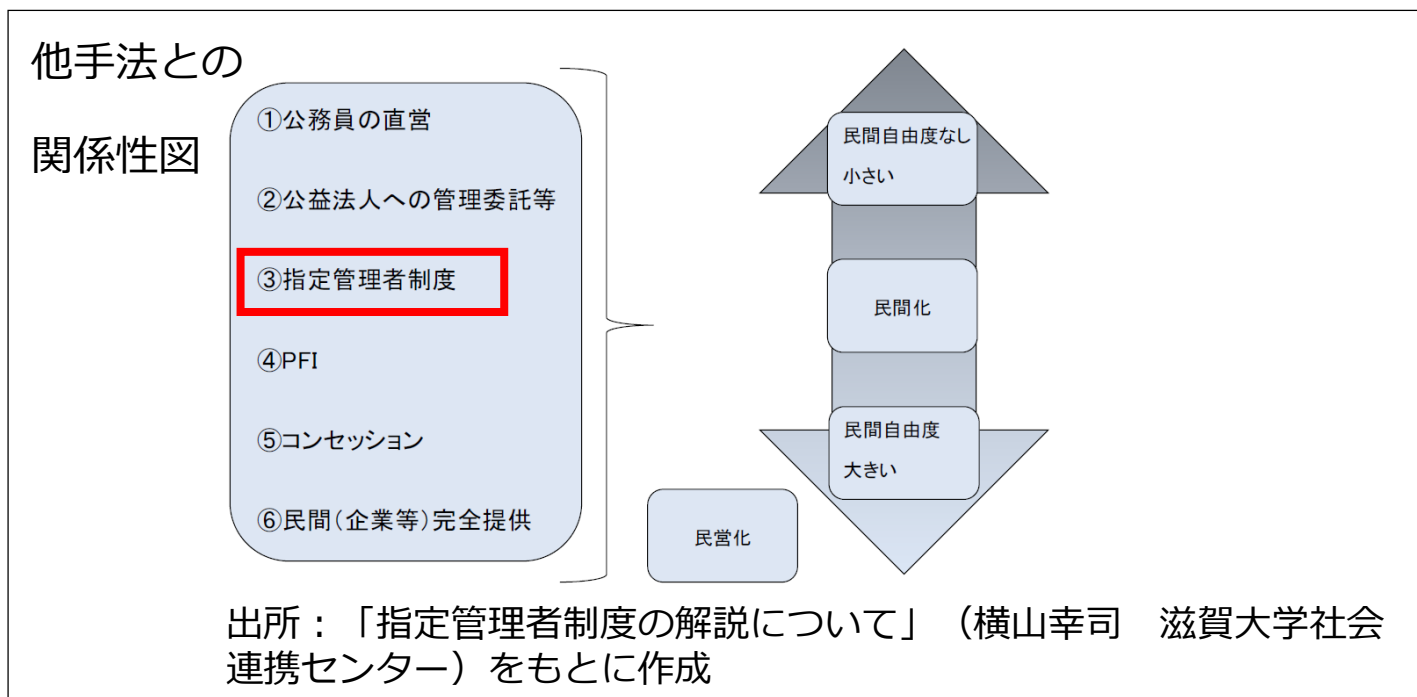

指定管理者制度の解説

2023.10.2

1. 指定管理者制度とは

- ◆ 指定管理者制度とは、地方公共団体が設置する「公の施設」の管理運営を民間事業者等に委任することを可能とした制度です。
- ◆ 公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、利用者のサービスの質を向上させることを目的に2003年（平成15年）9月に創設されました。

地方自治法第244条の2



2. 指定管理者制度の特徴①

①指定管理者になることができる団体

◆ 指定管理者になれるのは「法人その他の団体」です。

⇒民間事業者、NPO法人、公共的団体など

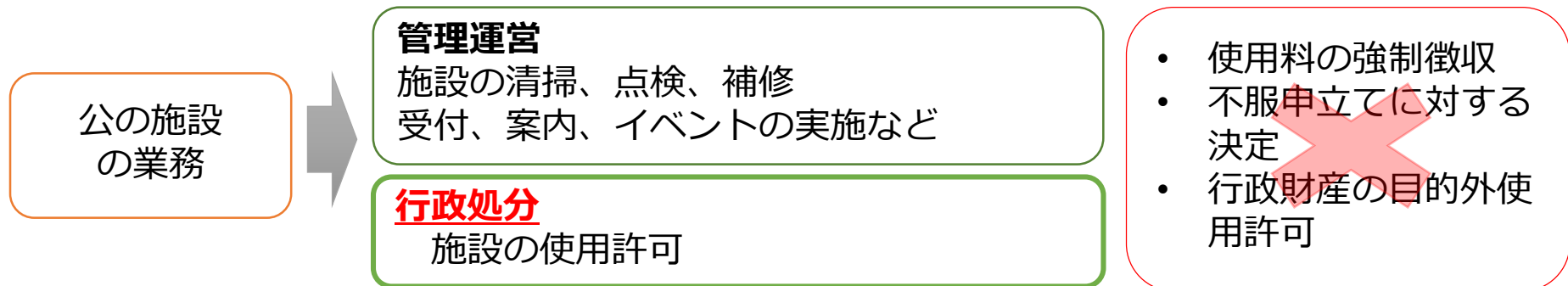
◆ 団体であれば法人格の有無にかかわらず指定管理者に指定することができますが、個人を指定することはできません。

2. 指定管理者制度の特徴②

②指定管理者の位置づけ

◆ 指定管理者を指定することで、公の施設の管理権限は、地方公共団体の長から指定管理者に委任されます。

⇒指定管理者は、地方公共団体の長に代わり、公の施設の管理運営を行う管理権限を持つことになる。



2. 指定管理者制度の特徴③

③指定管理者が行う業務

(1)指定管理業務

◆ 公の施設の設置条例に定める業務の範囲内において行う業務です。

⇒業務の内容は仕様書や、地方公共団体と指定管理者間の協定書で定める。

(2)自主事業

◆ 指定管理者が施設のサービス向上のため、指定管理業務の遂行を妨げない範囲で実施する任意の事業です。

⇒自主事業の実施が認められている施設では、その条件を募集要項に記載して提案を募る。

⇒独立採算制で指定管理料の算定には含まれない。

2. 指定管理者制度の特徴④

④利用料金制

◆ 指定管理者は、条例に定められた範囲内で直接利用者から料金を徴収することができます。

⇒自らの収入として計上できる。

項目	使用料（直営等）	利用料金制（指定管理者制度）
料金の収納先	市の歳入	指定管理者の収入
料金設定	市が条例で定める	条例で定めた範囲内で指定管理者が市の承認を得て定める
料金徴収	直営の場合は市職員	指定管理者
利用促進のインセンティブ	なし	あり （収入が増えれば指定管理者の収入が増える）

2. 指定管理者制度の特徴⑤

⑤管理運営状況の確認・指示（モニタリング）

◆ 地方公共団体は、施設の設置者として責任を果たす立場から、指定管理者の管理運営状況を確認し、必要に応じて指定管理者に対して改善勧告を行います。

⇒次回評価時に改善ができていない場合は、時期を定めて業務の全部又は一部の停止命令、指定の取り消しを行うことができます。

2. 指定管理者制度の特徴⑥

⑥指定管理者制度導入の手続き

- ◆ 制度を導入する際には、指定の手続き、管理の基準及び業務の具体的範囲を条例で定める必要があります。
- ◆ 指定管理者を指定することについては、議会の議決が必要です。

3. 指定管理者制度導入・運用のフロー

